

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成28年5月27日(金曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時19分 散会

## 付託事件

- (1) 平成27年請願第1号, 平成27年請願第2号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願
- ② 平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願

### (2) 報告事項

#### (第2回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市医療福祉費支給に関することについて (国保年金課)
- ② 水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて (介護保険課)
- ③ 水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することについて (介護保険課)
  
- ④ 骨髄移植ドナー補助事業について (保健センター)

### (3) その他

## 2 出席委員(6名)

委員長	田口米蔵君	副委員長	堀江恵子君
委員	田中真己君	委員	木本信太郎君
委員	高倉富士男君	委員	袴塚孝雄君

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(なし)

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務 所長	根本一夫君	保健福祉部 参事	長須賀良明君

福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
保健福祉部 参事兼保健 センター所長	大曾根明子君	福祉総務課長	小山忠君
生活福祉課長	斉藤博之君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	谷津好行君	介護保険課長	荻沼学君
保健所準備 課長	小林秀一郎君		
消防長	清水修君	消防次長	大津孝司君
消防本部技監	綿引信明君	消防本部 参事兼 消防総務課長	小泉直紀君
消防本部 参事兼 消防救助課長	大越唯行君	北消防署長	鈴木豊君
南消防署長	石川隆君	火災予防課長	大内康弘君
救急課長	石田宏一君		
教育長	本多清峰君	教育部長	七字裕二君
教育委員会 事務局教育部 参事	今川宗男君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 学校教育課長	鈴木秀樹君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 中央図書館長	五上義隆君	総合教育研究 所長	小野司寿男君
教育企画課長	三宅修君	幼児教育課長	鈴木功君
学校施設課長	埴敏之君	生涯学習課長	大澤秀樹君
歴史文化財 課長	白石嘉亮君	総合教育 研究所副所長	小川佐栄子君
内原中央公民 館長	龍田理君		
6 事務局職員出席者			
書記	嘉成将大君	書記	大内しおり君

午前10時 2分 開議

○田口委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

まず初めに、平成27年請願第1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 本請願については、これまでも、賛成の立場から採択をすべきだということを繰り返し申し上げてきましたが、いよいよ国政のテーマにもなるような、いわゆる年金積立金運用にかかわる問題が顕在化しているのかなというふうに思っております。

この年金積立金管理運用独立行政法人GPIFですけれども、昨年の7～9月期の運用損益が7兆8,899億円という赤字に転落したという発表が年末にございました。過去最大のかんりの損失、四半期の赤字額としては過去最大ということで、その後、昨年末までの10月以降の損失はどうかということをご公表を求めているわけですが、GPIFから、通常6月末とか7月上旬に公表されているものを7月末にするという発表があって、これは損失隠しじゃないかと、選挙前に公表すべきだという議論も、国会でまきに行われているさなかであります。

結局、国内株式とか外国株式の運用比率を12%から25%にそれぞれ引き上げて、数十兆円の年金資金が株式市場に流れ込んだということで、結局、8月以降の株価急落で評価額が大きく下落するというごことで、やはり危険な株投資に国民の財産である年金積立金を使うべきではないという趣旨からしましても、この請願事項にあることは、ごくごく控え目な当然の要求だろうというふうに思っておりますので、私としては賛成をして採択すべきじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 この請願第1号についてですが、これまでも私も意見をいろいろ申し上げてきて、運用益というのはやはり長期的な視野で見ていく必要があるということで、一時的に大きな損失があるとか、大きな利益が出ることもあると。やはり長期的な視野で見ると、運用益というのは確実にふえているというところもありますので。

ただ、今、この請願の中にありますガバナンス体制の見直しですとか、そういった面について、政府のほうでも取り組んでいるということで、その辺の今後の方向性というのは、はっきりしたものが出てきていない状況が一つあると。また、最新の運用損益なんかはまだ発表されていないというような状況もございまして、今日のところは委員長のお取り計らいで、ぜひ継続でお願いできればなと思っております。

○田口委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、それぞれ御意見をいただきましたが、ただいまの平成27年請願第1号につきましては、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成27年請願第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成27年請願第2号 「県立学校の存続と高校の少人数学級実現を求める意見書提出」に関する請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 本請願については、賛成の立場から採択を主張してきましたが、この請願が出た後に県教育委員会が、昨年末に第2次県立高等学校再編整備の後期実施計画というのをを出しております。この請願が懸念しているとおり、統合する高校が幾つか列挙されておまして、学校の規模についても、1学年当たりの生徒数4学級160人から8学級320人までとするということで、郡部とか、そもそも子どもが少ない地域の高校については、統合されてしまう方向が今出ているわけですね。

しかしながら、やはり子どもが少なくなれば、それだけ充実した少人数学級ができるという条件もありますし、高校というのは一つの地域の大きな資源でもありますし、いろんな地域の活動にとっても大事な教育機関でありますので、そういったものをなくしていくというのは、やはり私は納得できませんし、結局、水戸などの都市部の高校の競争率も上がっていくというようなことで、子どもたちの教育にとっても、今の県の進めている方向性というのは変えるべきじゃないかなというふうに思いますので、この点で、本請願をぜひ採択していただいて、県にそうした方針の転換を求めるということが必要じゃないかと思っておりますので、賛成をしていきたいと思っております。

以上です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この請願については、日本共産党水戸市議団の田中委員を中心にお出しいただいて、学校のあり方等について真剣にお考えをいただいていることについては大変評価をするところでありますけれども、第2次県立高等学校再編整備計画の中でもありますように、やっぱり県としての考え方、また、子どもが少ない地方の県立高校がなくなると、こういうふうなことも、可能性としてはあるのかもわかりませんが、ただし教育の問題につきましては、やっぱり一定規模の生徒数を確保しながら、そのあり方を検討していくと、こういうことも一つの考え方の中にあるのではないかなというふうに思っております。

本市としても、この請願について、やっぱり本市の学校教育のあり方等にも、いわゆる今、小規模校として活動している、こういったことの諸問題もあるわけでありまして、この問題については、そういったことも踏まえて、もう少し検討させていただければありがたいなど。

したがって、今回については継続審査とさせていただいて、お取り計らいをいただきたいと、このよ

うに思っております。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 それでは、御意見をいただきましたが、ただいまの平成27年請願第2号につきましては、継続審査とすることではいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、ただいま継続審査とすることにした請願につきましては、当委員会より議長に対しまして、閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は4件でございますが、日程中、(1)から(3)までの3件につきましては、いずれも第2回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、初めに、水戸市医療福祉費支給に関することについて、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市医療福祉費支給に関することにつきまして、保健福祉部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、茨城県の医療福祉対策実施要領等の改正を踏まえ、妊産婦及び子どもに係る医療福祉費の支給に関する所得制限の緩和等を図るため、水戸市医療福祉費支給に関する条例の関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、1点目といたしましては、妊産婦及び小中学生の子どもに係る医療福祉費の支給につきましては、妊産婦は、本人または配偶者のうち高いほうの所得金額、子どもにつきましては、父親または母親のうち高いほうの所得金額が一定額以下の方を対象としております。その所得制限額を、平成7年の改正前の児童手当法施行令に定められた額に30万円を加算した額等から、現行の児童手当法施行令に定められた額等に改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、記載の表により御説明いたします。

表は、縦軸が扶養親族等の人数を、横軸が現行と改正後の所得制限額を万円単位で示しております。なお、扶養親族が老人扶養親族の場合は、現行、改正後とも、老人扶養親族1人につき、さらに6万円を加算した額となります。

まず、扶養親族等がない場合の所得制限額は、現行が393万円、改正後は229万円引き上げまして622万円とするものでございます。同様に、扶養親族等が1人の場合は、現行が423万円だったものを、改正後は237万円引き上げまして660万円とするものでございます。

以下、ごらんのとおりでございます。

2点目が、父子家庭の父子の規定における配偶者のない男子について、別表第2を削除いたしまして、母

子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項の規定を引用する改正を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、妊産婦及び子どもに係る医療福祉費の支給に関する所得制限の緩和に関する改正規定につきましては平成28年10月1日、その他の改正規定につきましては公布の日とするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページから7ページに条例の新旧対照表を、8ページ、9ページに参照条文を添付しておりますので、御参照願います。

なお、本件につきましては、第2回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○田口委員長** 次に、水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

**○荻沼介護保険課長** それでは、水戸市指定地域密着型サービス事業基準に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明いたします。

1ページ目の初め、1の改正理由でございますが、介護保険法の改正によりまして、通所介護を提供する事業所のうち、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所につきましては、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として、市町村が指定する地域密着型サービスに移行いたしました。現在、地域密着型サービスは、水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例により、人員、設備、運営等の基準を定めており、新たに地域密着型通所介護の規定を追加するため、関係規定の整備を行うものでございます。

なお、市の条例につきましては、平成29年3月31日までに施行することとされており、条例が施行されるまでの間は、経過措置として、国標準省令で定める基準が適用されております。

次に、ここで、地域密着型サービスにつきまして御説明いたします。

地域密着型サービスは平成18年度から創設された制度で、平成28年4月1日から新たに地域密着型通所介護が追加され、下表のとおり9種類、介護予防を含めると12種類のサービスがございます。この地域密着型サービスは、原則として、事業所が所在する市町村の住民のみが利用することができ、市町村が指定、指導、監督権者となるもので、平成28年4月1日現在、休止中の事業所を含めると、市内に120の地域密着型サービス事業所がございます。

こちらの表ですが、地域密着型サービスの種類、サービス内容、本年4月1日現在の本市における事業所数とその利用定員を記載しております。ナンバー1からナンバー9までの9つのサービスがございますが、2ページ目をお開きいただきまして、ナンバー9、太文字のものが、小規模な通所介護事業所が本年4月1日より地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行したものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、大きく2点ございます。

(1)としまして、指定地域密着型通所介護の人員、設備、運営等の基準について定めることと、(2)としまして、基準を定めるに当たり、既存の地域密着型サービスにおける本市独自基準と同様の規定を設けることによりまして、既存サービスとの整合性を図るものでございます。

次に、本市独自基準につきまして、注釈2のほうで説明させていただきます。

現条例は、これまでの条例制定、改正時におきまして、視点1として地域等との連携強化、視点2として安全で安心な介護サービスの充実、視点3としまして事業者の適正化の3つの視点により、国標準省令を基本として、本市独自基準を追加したものでございます。今回の条例改正に当たりまして、現条例で規定している既存の地域密着型サービスとの整合性を図るため、新たに追加する地域密着型通所介護につきましても、同様に本市独自基準を適用するものでございます。

なお、3つの視点以外の人員基準などに関する基準につきましては、国基準のとおりといたしております。

3ページからは、3つの視点に基づき、(1)から(20)までの20の項目ごとに、国標準省令と水戸市の定める基準の概略を記載してございます。本市独自基準につきましては、アンダーラインで表示いたしております。また、今回の改正にて対応する条項を括弧内に記載してございますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、具体的な内容につきまして、3ページから順次、御説明いたします。

初めに、視点1、地域等との連携強化としまして、(1)地域のさまざまな団体、施設等との連携につきましては、国基準に加え、連携するよう努めるべき対象に地域包括支援センター等を適用するものでございます。

(2)非常災害時の地域との連携は、地域住民の参加等について追加いたします。

次に、視点2、安全で安心な介護サービスの充実といたしまして、(3)食堂、機能訓練室は、国基準よりも若干広い面積を規定いたします。

(4)トイレの仕様は、利用者の使用に適したものと規定いたします。

ページを返していただきまして、4ページをお願いいたします。

(5)事務室は、利用者を処遇する場所と明確に区画されたものといたします。

(6)移動の円滑化は、利用者の処遇に充てられる場所については、利用者の円滑な移動に配慮するとともに、エレベーターの設置義務につきまして規定いたします。

(7)契約書による契約は、サービス提供に当たり、契約書で行わなければならないことといたします。

(8)保険外サービスの根拠の明示は、介護保険サービスの提供に付随して必要な費用の額の支払いは、具体的な根拠を明示するものといたします。

5ページをお願いいたします。

(9)成年後見制度の活用の支援は、事業者は必要に応じて利用者の成年後見制度の活用の支援に努めるものといたします。

(10)口腔衛生の確保は、事業者は口腔の衛生の確保の取り組みを行うよう努めるものといたします。

(11)運営規程の項目は、国基準に加え、苦情の処理手順及び窓口を追加いたします。

(12)非常災害対策は、より具体的な内容を追加いたしております。

ページを返していただきまして、6ページをお願いいたします。

(13)事故報告書の提出は、事故報告書を市に提出するものといたします。

(14)住民への説明は、事業者は事業の開始に当たり、地域住民に対し説明を行い、理解を得るよう努める

ものといたします。

次に、視点3として、事業者の適正化としまして、(15)不適切な事業者の排除としまして、暴力団等を排除いたします。

(16)従業者の定義は、従業者は書面で雇用契約が確認できるものでなければならないことといたします。

7ページをお願いいたします。

(17)勤務体制の記録は、事業者は国基準の勤務体制を定めるほか、本市独自基準として、それを記録しなければならないことといたします。

(18)定員超過の報告は、災害その他のやむを得ない事情により定員超過となる場合は、速やかに市長へ報告しなければならないことといたします。

(19)記録文書の保存期限は5年といたします。

(20)記録の保存場所は、事業者は市が求める文書の提出等に対し、遅滞なく応じることができる場所に保管しなければならないことといたします。

ページを返していただきまして、8ページをお願いいたします。

これら20項目以外は、国基準どおりとするものでございます。また、注釈の3としまして、こちらには新旧対照表にはあらわれない参照条文を記載してございます。

9ページをお願いいたします。

3の施行期日は、平成28年10月1日を予定しております。

ページを返していただきまして、10ページ以降から最後までは新旧対照表となりますので、後ほど御参照をお願いいたします。

なお、本件につきましては、平成28年第2回水戸市議会定例会に議案として提出いたしてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**○田口委員長** 次に、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

**○荻沼介護保険課長** それでは、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準に関することにつきまして、同じく介護保険課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、介護保険法の改正により、平成28年4月1日から新たに地域密着型サービスとして、地域密着型通所介護が創設されたことに伴いまして、水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例における介護予防小規模多機能型居宅介護の人員に関する基準の規定の改正が必要となったため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師が同一敷地内にある施設等の業務に従事することができる対象施設等に、地域密着型通所介護事業所を追加するものでございます。

3の施行期日は公布の日を予定しております。



裏面の2ページは新旧対照表となりますので、御参照願います。

こちらにつきましても、第2回水戸市議会定例会のほうに議案として提出してまいりますので、よろしく  
お願いいたします。

以上で説明を終わります。

○**田口委員長** 以上で、第2回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言願います。

田中委員。

○**田中委員** 質疑ですればいいんですが、資料請求がもし可能ならば、1番目の水戸市医療福祉費支給に関  
することで、この緩和によって、どのくらいの対象者の拡大が見込まれ、また、必要な予算はどれくらいな  
のかということがわかる資料がもしあれば、お願いしたいと思います。

○**田口委員長** ただいまの田中委員からの資料請求につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めた  
いと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** それでは、次回の委員会に提出をお願いいたします。

ほかにありませんか。

袴塚委員。

○**袴塚委員** 資料請求ではないんですが、すみません、国保年金課から出ている資料で、黒くなっちゃって  
いて字が読めない。これ、もし次回にも同じ資料が出るのであれば、ちょっと工夫をしていただきたい。申  
しわけありませんけれども、よろしく願います。

○**田口委員長** 印刷の関係で。よりよく文字が見えるようにプリントしていただきたいと思います。

〔「アンダーラインとか網かけとか、やり方はいろいろあるでしょう  
か」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○**田口委員長** ないようですので、次に、骨髄移植ドナー補助事業について、執行部から説明願います。

大曾根参事兼保健センター所長。

○**大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長** それでは、骨髄移植ドナー補助事業につきまして、お手元の  
保健センター提出の資料により御説明いたします。

まず初めに、資料には記載がございませんけれども、背景につきまして御説明申し上げます。

白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の治療法といたしまして、骨髄移植等がございます。この移植を行  
うためには、患者さんと骨髄等の提供者、ドナーと申しますけれども、白血球の型が一致する必要がござい  
ますが、その確率は大変低く、1人でも多くの方のドナー登録への協力が必要となっております。また、  
せっかく白血球の型が一致いたしましても、実際の移植に至らないケースが多くございます。

そこで、資料をごらんいただきまして、1番、目的でございますが、骨髄移植について、移植を希望する  
患者の9割以上に適合するドナーが見つかるものの、移植を受けられる率は6割を下回る状況にあり、移植

に至らない理由といたしまして、ドナーの健康上の理由によるもののほかに、骨髄ドナーの入院、通院期間中の収入面の問題等がございます。

骨髄移植の提供者は、入院や通院のために数日間仕事を休むこととなりますので、このため、官公庁や一部の企業などでは、骨髄ドナー休暇制度を導入しているところが多いわけですが、そのような制度のない企業、団体の従業員や自営業のドナーの方に対しまして、補助金を交付することにより、ドナーの経済的な負担の軽減を図り、骨髄等の移植とドナーの登録を推進する目的でございます。

2番の補助対象者でございます。骨髄等提供に係るドナー休暇制度のない企業、団体等に雇用されている者または個人で事業を行う者のうち、公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業を通じて行った骨髄または末梢血幹細胞の提供を――以下、骨髄等の提供といたしますが、行った者で、下記のいずれにも該当する方でございます。

(1)といたしまして、骨髄等の提供時に市内に住所を有する者、(2)といたしまして、当該補助金以外の骨髄等の移植に係る補助を受けていない者でございます。

3番、開始時期及び周知方法でございますが、平成28年6月1日を開始時期といたしまして、そちらにつきましては、「広報みと」の6月15日号及び市ホームページ等により、広く広報してまいりたいと考えてございます。

4番の補助額でございますが、骨髄等の提供に当たり、入院、通院または面接に要した日、1日につき2万円、7日間を限度といたしまして、最大14万円の補助をするものでございます。

参考といたしまして、これまで水戸市における提供者の人数でございますけれども、年に1人程度でございますことから、今年度につきましては、現行予算の中での対応としてまいりたいと考えてございます。

5番、財源といたしましては、県補助金(市町村献血推進事業費補助金)として、市町村の補助額の2分の1が歳入となります。

なお、あわせまして、企業、団体におきまして、このドナー休暇制度の導入について図られますよう、広く周知をしてまいりたいと考えてございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

○**田口委員長** それでは、委員より御質問等ございましたら発言願います。

田中委員。

○**田中委員** 御質問させていただきます。

骨髄移植のドナー補助を県の制度も活用して始めるということで、大変いいことだと思うんですけども、骨髄バンクのホームページなどもちょっと拝見したり、県のホームページも拝見しますと、既に大洗とか鉾田、取手で始まっているということですが、実際に補助対象者というものが、いわゆるドナー休暇のない企業や団体の方ということですが、一般的に、そもそもそんなに実績もないんでしょうけれども、そういう休暇というのは、ある企業が多いんでしょうか、それとも少ないんでしょうか。その辺の実情がもしおわかりであれば、教えていただきたいと思っております。

○**田口委員長** 大曾根参事兼保健センター所長。

○**大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長** こちらのドナー休暇制度がある官公庁は、約8割と聞いてお

ります。このドナー休暇制度を導入している企業というのは、全国で400社ぐらいと聞いておりますので、大変少ないと考えてございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 茨城県内の骨髄バンクの登録者というのが、これも資料がありまして、8,281人と。骨髄移植を希望している方は茨城県で41人と、全国では1,465人となっているんですけども、これは、ドナーがもちろん一致すれば、県内に限らずということになるんですよね。その辺はどうなっているんでしょうか。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 こちらにつきましては、やはり県内に限るということではございませんで、広くドナーが一致した方ということで、骨髄バンクのほうでコーディネートしております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 それで、これはドナーの方の補助制度ということとは、もちろん承知しているわけですけども、いわゆる患者さんのほうにもかなり負担がかかるんだなということで、まずもって、白血球の型の検査料で4万3,200円とか、その後のいろんなドナーとの適合検査とか、もろもろたどり着くまでに、これを見ると、最低20万円ぐらいかかるのかなというふうに思うんですけども、その辺は、そちらの患者さんのほうには、何か特別な制度はあるんでしょうか、ないんでしょうか。公的なものがあるのかどうかを参考までに聞かせていただけますか。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 患者さんのほうの医療費でございますが、こちらにつきましては、患者さんの健康保険により支払われるということでございます。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 それで、この事業の開始時期が6月ということで、すぐですけども、登録の窓口としては、これを見ると水戸献血ルームというのが、県の資料で出ているんですけども、保健センターとか、いわゆる役所の窓口というところではなくて、これは、この献血ルームというのも基本的には継承されて、そこだけということでよろしいのかということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 こちらの献血ルーム、水戸でいえばMEETという、エクセルみなみでございますけれども、そのほかに献血平行型登録会というのがございまして、こちらの登録会のほうで受け付けるということ、日赤の御協力もありますので、こちらのほうでやっているということです。

○田口委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中委員 そうすると、そちらから当然登録されて、ドナーとして適合して、いざ移植しますよということになったときに、これが始まるということですよ。そうすると、そちらから当然、市のほうに連絡が来ると。本人が手続をどうこうするというよりも、そういう流れだということに理解すればよろしいんでしょうか。その点だけちょっと確認したいと思います。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 市のほうに来るのは、骨髄ドナーの補助ということでございますので、コーディネート、骨髄ドナーの登録をしてから移植を受ける、その間ずっと骨髄バンクのほうでコーディネーターが入ります。この方々が市町村に行き、終わりましたらば、助成制度があるというような御案内をしていただくとは思いますが、終わりましたらば、提供していただいた方が市町村のほうに申請をいただくと。その際に、骨髄バンクの証明書がございますので、その一連の手続の中で、市町村のほうに申請をしていくということになっております。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 わかりました。それで、ドナーをふやすのが鍵だということで、いろいろたわわっているわけですが、年齢が18歳以上54歳以下とか、体重だとか既存の疾患の有無だとか、条件がいろいろあるわけですね。そのことにかかわっての広報というのは、基本的には、骨髄バンクとかがやっているものを受けとめて、それぞれの個人、市民が善意でやろうというところになっているのかなと思うんですが、その点については何か、水戸市としてせつかく補助を始めるわけですから、そういった登録の喚起というか、推奨というか、その取り組みもあわせて、もし何かお考えのことがあれば、教えていただきたいというふうに思います。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 保健センターは、献血事業の所管の部署でございます。献血のお呼びかけの際にあわせて、骨髄ドナーの助成についても十分周知を図っていきたく思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

高倉委員。

○高倉委員 今回、骨髄移植のドナーの補助が始まるということで、私も骨髄ドナーの提供を受けた方のお話を伺ったことがありまして、やはりそれを受けて一命を取りとめたということですが、やはりなかなか合致するのが難しい、待っている方が本当にたくさんいらっしゃるというような状況も聞いております。今回、そういった面で、少しでもドナー登録をしていただく、その後押しになればというふうに私も期待しております。

それで、ちょっとお聞きしたいんですが、まず、ドナー登録をされた方に対して、今現在、例えば入院にかかわるものとか、そういったものの補助というのは、どういうものがあるんでしょうか。例えば、提供するに当たって。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 ドナー登録をなさった方に対しては、補助というものはもちろんないわけですが、ドナー登録で型が一致した方が、日本骨髄バンクのコーディネートを受けて進んでいくという流れがありまして、その中でドナーの休暇制度等があれば、そちらのほうでお休みとかできたりもするんですが、それが今回の趣旨でございますけれども、今回の補助は、いわゆるドナー休暇制度がない、就労しているけれどもお休みがないというような方に対しての休業補償とか経済的な補助ですね。そういった意味での補助をするものでございますので、ドナー登録に関して、ドナーの方に一切医療的な負担

とか、そういうものはかからないことになります。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。提供する際の医療費的なものはかからないということで、収入の面で今回少しでも負担を軽くするために補助をするということですね。やはり一番課題とされていましたが、ドナー登録に関心があつて、やってみたいけれども、なかなかそこを一步踏み出せない方、やはり収入面のことも一つ課題としてあつたと思います。そういった面では、ぜひこの制度を活用して、1人でも多くの方がドナー登録していただければというふうに思います。

もう1点だけ、1日につき2万円を補助するということでありますけれども、入院、通院。これ、大体骨髄移植に係るこういった入院、通院というのは、平均何日ぐらいかかるんでしょうかね。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 入院、最大で7日ということで、ほとんど90%以上の方がそういうことになりますので、入院につきましては3日から4日ということでございまして、その前後に健康診断、あと、終わってからも健康診断ということがございますので、そういった形の7日間という話です。

○田口委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 来月から始めるということで、この制度を使って、多くの移植を希望する方が骨髄移植を受けていただければいいというふうに思うんですけれども、一応確認しておきたいのは、とりあえず基本的には、現在、移植を希望する方の9割以上は適合するドナーがおります。ただ、実際に移植を受けられるのは6割を下回る状況だと。この差を埋めていこうという事業の一つだと思うんですけれども、ここに書いてありますけれども、移植に至らない理由の一つが、入院、通院期間中の収入面の問題であると書いてあるんですけれども、この9割と6割の差の理由のほとんどというのはこれなんですか。それとも、あくまでもこれは理由の一つということなんですか。差の理由のほとんどがこれなのか、それとも、それ以外にもいろんな理由があるのか、そこら辺をちょっと教えてもらえますか。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 この理由でございまして、大きく3つほどになるのかと思います。一つは、ドナーの健康上の理由で、適合しましたが、実際コーディネートを進めていく中で、やはり健康診断等で、ちょっとドナーさんのほうで無理な状況があるというような健康上の理由が約3割でございまして。それから、ドナーの仕事の都合ということで、これはスケジュールが合わないとか、あとは経済的な負担によるものというものが3割ということをお聞きしております。もう一つは、やはり進めていく中で、意思決定をしていくわけですが、御家族の反対とか、そういうこともあるかと思っております。

○田口委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。そうすると、9割と6割の差の間には大きく3つ理由があつて、そのうちの一つの理由をこの補助で何とか埋めていこうということで、ドナーの健康上の理由はどうしようもないのかわからないですけれども、いわゆる一つのステップとして、すばらしい事業だと思いますけれども、それを今後どういうふうに、またプラスアルファを埋めていくかというのは、これから実際これをやったこ

とによって、本当に、先ほど言った仕事の都合ないし収入面云々、3割がどこまで埋めていけるのかというのもあると思いますので、ぜひそこら辺を現実に沿って対応していただければというふうに思いますので。あと、ごめんなさい、先ほどの、水戸市ですと、移植を受ける方が年間1人でしたっけ。

○田口委員長 大曾根参事兼保健センター所長。

○大曾根保健福祉部参事兼保健センター所長 水戸市の骨髄バンクのドナー登録者は、平成27年7月15日現在でございますが、823人いらっしゃいます。ただし、実際に提供した方というのは、統計を県のほうでとっておりますけれども、23年間で24人ということなので、約1年間に1人、提供者がいるということになります。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、意見だけ申し上げておきます。

この14万円という、例えば7日間該当すると14万円になるわけですが、これは恐らく所得の中では、何らかの所得になるんだろうと思うんですね。そうすると、例えば今減免を受けている方等が、14万円が雑所得か何かになるとすれば、減免対象から外れたり、ランクが上がってしまったりと、こういうことも考えられる。そして、生活保護等については、生活保護が受けられなくなってしまうと、こういうことにもなるというふうに思いますので、大変いいことである割に、所得の低い方にとっては、ちょっとハードルが高い部分もあるのかなと。そういったことを考えたときに、この所得の問題について何らかの対策があれば、さらにこういった方々が参加しやすいと、こういうふうな制度になるのではないかとこのように思いますので、その辺についてはこれからの問題だと思いますから、特段の御配慮をいただくなり、周知徹底というか、十分に指導していただくということも大事なのではないかなというふうに思いますので、その辺については御配慮願いたい。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。

高倉委員。

○高倉委員 すみません、ちょっとお時間があるので、1点だけお聞かせいただきたいんですが、これ、教育でしょうかね、消防でしょうかね。ジュニア救命士という制度が始まるということで、ニュースか何かでちょっとお聞きしたんですが、これはどういうものなんでしょうかね。報道されて、私もちょっと詳しい状況がわからないんですが、ちょっと教えていただければと思います。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えします。

ジュニア救命士の養成につきましては、市内の33校、6年生を対象に救命の講習を行うものです。主な目的といたしましては、幼いころから救命の講習を学んでいただいて、命の大切さや救命の手法、こういったものを勉強していただいて、将来のバイスタンダーの養成に一役買っていきたいというふうに考えており

ます。

授業の45分間の中でそういったものを導入しまして、授業が終わりましたら、ジュニア救命士として認定証を渡すというような制度でございます。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 わかりました。これ、いつから始まるんですか。それとあと、これは当然、学校へ出向くわけですから、教育委員会とのしっかりとしたそういう連携というのはとられているのでしょうか。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 今の御質問にお答えします。

最初は6月2日、三の丸小学校から始めます。1年間を通して33校実施したいと考えております。

以上です。

〔「学校との連携はどうなっているんだと聞いているんだ」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 学校との連携でございますが、校長会のほうで校長先生のほうにお話ししまして、理解はもらっております。日程のほうは教頭先生と調整をしまして、月に5校から6校程度実施いたしまして、1年間を通してやっていきたいと考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 意欲的な取り組みで、しかも現場の学校長さんとの話し合いの中で決定したということですが、当然、教育を所管している教育委員会の方が、その状況ですとか、また内容ですとか、そういうことをしっかり把握していきやいけないと思うんですが、その辺の、行政の中でのきちんとした連携というのは図られているんですか、これは。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 教育委員会のほうにも、しっかりその点はお話しして、連携をとっております。

○田口委員長 いいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 一つ、これは新たな事業で、いいと思うんです。やったほうがいい。だけれども、やっぱりこういう事業を始めるときは、行政をまたぐ事業なので、委員会が全然知らないということになってしまっただけで、我々も聞かれたときに、どうなっているんだという説明もできない。この辺については、やっぱり前もって執行部からの報告とか、委員長を通じて、発言とかというのがあるので、こんなすばらしい事業をやりながら、我々は知らないということになってもしようがないので、新聞とか広報で知ったなんていうのでは、ちょっと委員会としても寂しいので、この辺についてはしっかり指導をやっていただきたいと思います。

それから、教育委員会のほうでは、これはどういう事業の中で、どういうふうな感覚の中で受け入れをしているのでしょうか。

〔「校長会を通じてやっているというのに、教育委員会は何も知らない……」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの教育委員会との連携についてでございますけれども、今回の事業につきましても、学校長会のほうで、事業の開始に当たります、説明のほうをいただいております。その中で、実際のどの事業の中で取り組むかということにつきましても、各学校ごとの裁量に任せている部分がありますけれども、校長会のほうでの説明ということでお話はうかがっております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、教育のカリキュラムというのは、全部校長会に任せてあるの、教育委員会は。そうすると、総研の指導というのはどんなふうになっているんだい、これ。

[「仲間をかばうような……」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 小野総合教育研究所長。

○小野総合教育研究所長 大変失礼いたしました。この事業に関しましては、恐らく特別活動もしくは学校裁量の時間という形で行うことになっております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の話と、先ほどの小川副所長が話した答弁は違うんだからね、言っているのは。総研の所長は、それはわかって、これはこういうことで理解していますよという言い方だよ。副所長は、校長会がやっているから、校長会の中で判断していますよという話だよ。もう1回整理して答弁しなよ。仲間をかばうことはやめなよ。聞いていないなら聞いていないと言うんだよ。

[発言する者あり]

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 申しわけありませんでした。

仲間をかばうというか、校長会のほうでの説明があるというのは本当に聞いていた話で、私のほうの説明のほうに至らなかったということをおわびいたします。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それでは、学校で各プログラムを組んでいるんだろうから、今年度はどこの学校が該当しているんですか。

○田口委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 今、各学校ごとの詳細スケジュールは手持ちで持っていないんですけれども、今年度中に全ての学校を回るという予定でおります。そのようにスケジュールのほうは聞いております。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 資料を持っていないと言え、それまでなんだけれども、こういう事業がマスコミから発表されたときに、間違いなく今回の委員会ですという話が出るかなと思えば、資料を持ってくるのは当たり前だよ。おかしいべよ。2人答弁して、2人とも答弁が違って、上司が言ったから私のほうが間違えました。いつ聞いたの、この話。

[「消防といつ調整したんだよ」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 袴塚委員。



○袴塚委員 じゃ、消防に聞くけれども、消防は誰と調整したんだ、これ。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 校長会の説明につきましては、学校教育課と調整させていただきました。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしたら、学校教育課長はわかっているのか。何で答弁しなかったんだ。

[発言する者あり]

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 すみません、課を間違えてしまいました。教育企画課で、3月のときに校長会でお話をさせていただきました。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だとすれば、教育企画課は何で答弁しなかったんですか。

○田口委員長 三宅教育企画課長。

○三宅教育企画課長 申しわけございません、私のほうで、3月に調整したというその内容について、詳細な引き継ぎをちょっと受けていなかったもので、申しわけございませんでした。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと待ってよ。これ、市内の学校全部でやるんだぞ。市内の学校全部でやると、日程まで決めているんだよ。それがわからないとか、わかるとかいう答弁じゃないだろう、これ。あんたの組織は情けないと思わないか。我々だって、これ、教育委員会が所管している、消防が所管している。新聞で発表になった、マスコミに出た。うちはいつ来るんですか、わからない。これで委員会やっつけられるのかよ。そんなばかなことねえだろうよ。33校、もう輪番制で順番も決まっていると片方は言っているんだよ。おかしいだろう、この話。

これ、消防長もわからねえのけ、こんなのは。どこで調整しているんだか、消防長、次長はわからねえの。任せっ放しかよ。誰とやったんだよ、打ち合わせを。教育委員会のトップはわからねえんだよ。おかしくねえか。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 私も小学生の子どもがいるので、関心を持って聞いておりましたけれども、実際、学校もいろいろ規模があるわけなので、45分でどういうことをやるのかというのを、ちょっともう少々御説明いただきたいと思うんですけども、いわゆるAEDの講習みたいなものなのか、そうではなくて、消防の方が行って何かレクチャーするのか。認定証を発行するというわけですけども、どういうスキルを子どもたちが身につけることができるのかというあたりも、ちょっと関心があるので、その点を御説明いただければなと思ひまして。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの田中委員の質問に答えます。

45分授業の内容でございますが、まずは119番の通報の仕方のレクチャーと、それと心臓マッサージ、これの体験、それとAEDの使い方、この学習キットを購入いたしまして、一人一人がそのキットをさわる

ことで、実践的な訓練をしてみたいと考えております。

以上です。

○田口委員長 田中委員。

○田中委員 すみません、勉強不足で。その学習キットというのは、全員分あるというわけじゃないですね。要するに、例えば1クラスで一つとかをみんなでさわって勉強するという、そういう意味なんじゃないかな。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 学習キットは通常、今お話しされたイメージだと、人形をイメージされているかと思うんですけども、子ども用の専用キットがございまして、一人一人が心臓のマッサージを実践できるような形で実施したいと考えております。

〔「それを持って歩くわけ。学校ごとに」と呼ぶ者あり〕

○石田救急課長 それで、消防の職員数名で学校のほうに訪問させていただきまして、みんなで勉強していきたいと考えております。

○田口委員長 高倉委員。

○高倉委員 今、袴塚委員も、また田中委員のほうからも質疑があったんですが、私は、先ほどありましたけれども、やはりきちんと委員会に報告いただきたいというふうに思いました。というのは、やはり、消防と教育は現場にまたがる事業でありますから、やはりしっかりと説明をまずいただきたいなというふうに思いました。

それと、やはりこれ、非常に大切なことだと思いますよ。やはり、消防法でも今、10歳以上の方は救命入門コースから講習を受けられるというふうになっていまして、やはり小学生の年代からこういうものをしっかりと体験していくことで、そういった蘇生法を学んだり、また命の大切さを授業の中で学んでいくという面では、非常に重要な取り組みだと思うんです。ただ、今のように、やはりしっかりと行政の中で連携して、しっかりと計画を立てて、行っていただきたいなと。やはり子どもさんがかわるものですから、そういったものをしっかりとしてほしいなというふうには感じました。

ですので、委員長、これ、再度そういった資料を委員会に、しっかりと調整した上で出していただければと思います。もう来月から始まるというんですから。これ、何も知らないで、現場で始まっていますよということでは、ちょっと私たちも困るなと思いますので、ぜひともそういったものを委員会のほうにもきちんと提出して、説明をいただきたいと思いますが、委員長、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

○田口委員長 これは救急課のほうで、学校と連携してやるということでもいいんですか。学校の現場と校長会との話し合いの中で、各学校が自由に日程を決めながらやるということではなくて、こちらの消防のほうから、こういうスケジュールで、日にちは決定しなくても、こういう内容でこのようなことをやるということをしきりと計画を立てるのであれば、資料が欲しいと思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

袴塚委員。

○袴塚委員 この救急の動作をやるというのは僕も大賛成で、もっと早くやるべきだというふうに、それぐらい思っていますよ。だけれども、学校を利用してやるということになれば、学校は学校として、生徒にど

ういう目標を持たせて、この時間を使うんだということがなくちゃだめじゃん。幾ら救急救命が、こんなふうなカリキュラムで、こんなふうにやりますよと言ったって、教育目標の中で、そういうものを活用して、どういう成果を上げていくかという学校側の考え方、もしくは総研の考え方がなかったら、教育の目標って達成できない。ただ人員救命をすればいいという話じゃないでしょう、これ。それが教育課題の中で、どういう効果が上がるのか、人の命を大切に教育の中で、これを実践して、どういうふうに進めていくんだという、この目標が大事なんだよ。それも何もなくて、ただやっていたとすれば、それは大きな間違いですよということなんだ。

だから、やっぱり教育の問題としては、総研ももう少ししみじみしたほうがいいよ、これ、校長会がやっているとか、やっていないとかいう話じゃなくて。この事業の取り組みに当たっては、総研の中でどういうふうな教育課題を解決するために、こういう事業に取り組んでいくんだ。そして、こういうものが達成したときに、子どもたちがどんなふう成長していくのか、こういう目標があるでしょう、教育目標が。そこにどう結びつけるかというプロセスが大事なんだよ。それを何もやらないで、ただ、救急課が来るから、それはそこで1時間潰せばいい話だからというような取り組みではないと思うけれども、何だか知らないけれども、そういうふう聞こえるよ。

だから、もう少しこの新規事業とか、そういうものをやるときには、2つの行政にまたがる事業だとすれば、やっぱり2つの部署が一つの目的を持ってやるということだよ。その目的が何なのかと聞かれたときに、せめてもう少ししみじみした答えができるようにしておいてよ。

○田口委員長 それでは、現在報道もされていて、決定されていることでしょうか、目的とか計画、そのような資料を、ある程度進んでいるんでしょうから、話し合いは。次回の委員会等でもいいですけども、そういう内容等の資料を求めたいと思いますが、大丈夫でしょうか。どちらでもいいですけども、教育委員会でもいいし、消防でもいいし。

石田救急課長。

○石田救急課長 これからの日程、内容、概要を含めまして、きちんと消防のほうで説明させていただきたいと思います。

○田口委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 引き続き救命の話になって、当てつけに質問しているわけじゃないからね、これ。当初から予定しているやつなので。

消防無線のデジタル化がスタートしました。各消防署から、えりすぐりなのかどうかわかりませんが、内原にお集まりをいただいて、そして一斉受信し、出動していると、こういうふうな仕事だと思いますね。特に今課題なのは、いわゆる救急要請で、不搬送もしくは搬送しなくてもいいような、いわゆる話し相手が欲しいとか、寂しいから呼んだんだとか、そういうものが非常に、今の救急行政の中で、救急出動の負担になっているという話があります。特に今の場合は、いろんなところから集まってきているので、例えば水戸が受けていけば、水戸の事情というのはよく把握しているの、例えば常習で救急車を呼ぶ人については、今どういう状況ですか、どうなんですか、じゃ、こういうところで大丈夫なんじゃないですかと、そう

いう電話での対応も可能だと思うんですね。ところが、いろんなところから集まってくることによって、出動させるという目標が、出動させれば役目は終わりという、そういうふうな弊害もなきにしもではないかなというふうに思うんですが、その辺の指導とその辺の実態について、今どういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

○田口委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 救急の件数からお話しますと、昨年は1万3,822件の救急出動がございました。その中で、その他として不搬送、こちらが221件。この221件は、救急の緊急性がなかったり、誤報だったり、現場に到着しても負傷者がいなかったりと、そういう例が221件ございました。

○田口委員長 それらの対応というか考えは。

袴塚委員。

○袴塚委員 私が聞いたのは、不搬送があるのはわかりますよ。ただ、その不搬送の中に、例えば搬送は、ちょっと細かく聞かなくても、では、例えば、年間で相当まめに呼んでいる方もいるはずだよ、10回とか15回とかね。そういう整理というのはされているんですか。そういう方には、どういう指導をされているんですか。

というのは、心配なのは、本当に命にかかわるような人のときに、南も北も周辺部も救急車が出ちゃって、どうにもならないよという人がいたときに、命にかかわっちゃうんだよ。そういうものを、日ごろからどういうふうに指導していくのか、まずそういうことがどうなっているんでしょうかということと、それから、今、内原でデジタル化で受けているわけだから、そうすると、そこには水戸の事情とか何かがわからない人もまざっているでしょう。そういう方たちは、どのような対応をされているのか。そういうことを今聞いているので。

○田口委員長 綿引消防本部技監。

○綿引消防本部技監 ただいまの袴塚委員の御質問のうちの、119番通報の中で、一般的に言われる常習者の通報というものの対応でございますが、原則、通報内容で緊急性がまずあると、あるかないかという判断は必ずしてございます。その中で、緊急性がある、もしくは傷病、痛みを訴えているというようなこととございますと、まず、必ず救急車は出すという原則を持っております。ただ、今委員さんが御心配なされているように、常習性がある、本当に救急車が必要なのかというのは、現場に行つての判断というのは、最終判断はございますので、その中でまず一つ、不搬送も出ているということ。

我々、消防指令センターとしましては、現在、20消防本部が集まっているわけですが、その中で常習性があるというのは、現在必ずどの本部にもいるのが実情でございます。その中で、一つの実例ですが、常習性が高くて、業務に支障を来すような状況ですと、各自治体の福祉部門、民生委員さんをお願いして訪問したりというようなことも、一つの手段として現状やっている例が数例ございます。原則、そのような場合に、指令業務に支障を来すと判断されるような常習性が高いものについては、各消防本部と連携しまして、情報の共有、次に、対応方法として、まず民生委員さん、または消防本部で訪問ですね。あとは家族への、そういう常習性が高いということをお願いして、対応をお願いしているような状況ですが、なかなか対応が結果に結びつくかということ、非常に難しいような状況であるというふうには認識してございます。

以上でございます。

○田口委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 各消防本部でも、今までの経験値から、常習性がある方かどうかというのは、当然把握しているというふうに思うんですね。ただ、それを受ける側が、今度は逆に、そういう判断がまずできない。当然ながら、救急出動要請ですから、当然行かなくちゃならないという、その使命はわかりますよね。けれども、そういうことが、いわゆるデジタル化という中で、20消防本部、全部統括して受けるということになると、なかなかその辺の情報伝達というのが非常に難しい部分があったりして、判断に苦しむのかなと。

したがって、その辺については、要は緊急性のある方、ない方という分け方は大変失礼ですけれども、やっぱり命にかかわる人が、そういったことのために搬送がおくれると、こういうことになったのでは、せっかくのデジタル化の意味がありませんので、ですから、その辺についても十分、これから、今できたばかりで、なかなか資料の作成とか、そういうものも難しいと思いますけれども、やっぱりそういうものを共有できるような状況を早くつくり出して、そして、不搬送、いつもながら呼んでしまう方等については、これは自治体ごとに温度差があると思うんですよ。今、綿引技監がおっしゃいましたけれども、そういうものに積極的に取り組んでいるところもあれば、デジタル化になっちゃって、ちょっと消防指令センターはうちのほうは任せたから、知らないよとは言わないけれども、そういうところもあるのかなと思うので、その辺については十分精査をしていただいて、不搬送になってしまうような方々の指導というか、対応というか、そういうものができるだけスムーズに、デジタル無線の受信者の中でも整理ができるように、さらに取りまとめを、まずみんなの意思の疎通を図るということが、今、大きな目的だと思いますけれども、しかし命にかかわることありますから、そういったことについても改めて、もう一度しっかりと指導していただきたいと、このように思います。

○田口委員長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○田口委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、当委員会の行政視察についてであります。議会の日程等の関係もありますことから、日程につきましては、7月20日水曜日、21日木曜日、22日金曜日の3日間で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、視察都市及び視察事項等、この後の調整につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田口委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、視察都市等が決まり次第、御報告してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時19分 散会